

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島本町は、個人住民税の賦課に関わる事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

島本町長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法の規定により、提出された課税資料に基づき個人住民税の賦課に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は次のとおり。 ①個人住民税の賦課に関する事務 ②課税・非課税証明書、所得証明書等の発行に関する事務 ③他自治体等との間で行われる税務調査の実施・回答に関する事務
③システムの名称	個人住民税システム、統合利用番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第20条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第21条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-5414

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16項	・番号法第9条第1項 別表第一第16の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	
平成28年10月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,24,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,53,54,55,58,59条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
令和1年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	島本町総務部税務課	総務部 税務課	事後	評価書への記載を統一するため
令和1年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 森 泰昭	課長	事後	新様式への変更
令和1年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	島本町総合政策部コミュニティ推進課	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	評価書への記載を統一するため
令和1年6月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	島本町総務部税務課	総務部税務課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-5414	事後	評価書への記載を統一するため
平成28年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	令和元年5月27日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	Ⅳ リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「Ⅳ リスク対策」について記載	事後	
令和2年11月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月27日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月27日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報への入手 目的外入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和2年11月27日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報 情報の保管・消去 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	Ⅳ リスク対策 9. 従業者に 対する教育・啓発 従業者に 対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	[十分に行っている]	事後	
令和4年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,6,8, 9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40, 42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74, 80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108, 113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23, 24,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44, 45,47,49,50,51,53,54,55,58,59条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,8, 9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40, 42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74, 80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108, 113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23, 24,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44, 45,47,49,50,51,53,54,55,58,59条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 7. 特定個人情 報の開示・訂正・利用停止請 求	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡 島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962- 0372	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町 桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,24,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,53,54,55,58,59条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の3,43の4,44,44の5,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の3,59の4条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16項	番号法第9条第1項 別表第24項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4 23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の3,43の4,44,44の5,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の3,59の4条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表の24の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第20条 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表の24の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第21条	事後	
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年9月1日 時点		
令和6年9月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和6年9月1日 時点		